



後藤宏行著「死の海」に思う

— 筆者が受けた水上安全教育、アジアの事情も併せて —

アドバイザーボード 越 智 元 郎

2019年最も衝撃を受けた本の一つに後藤宏行著「死の海」、洋泉社がある。水難学会会員の方からご紹介いただき、一気に読み通した。ここではこの本の「幽霊事件」という切り口には触れない。1955年7月末、三重県の晴れた海岸で36人の女子中学生が溺死したという事実、それを防ぐための知識と技術を現在の水難学会は保有しているし、今後の未知の水難死亡者の発生を防止するための研鑽を続けたいと考える次第である。

筆者の理解として、溺水の要因には泳力、身体の状態（体調、飲酒など）といった傷病者側の要因と、天候、地形、水流などの環境側の要因がある。この事例の犠牲者は泳力が様々な、健康な36人の女子中学生であった。天候は「絶好の海水浴日和」と報じられている。生存者からは「流れ」と「急激に深くなる地形」との回想が寄せられている。「幽霊事件」のことは置いて、今からでも改めて検討する価値があると考えられる。

筆者は1952年生まれ、漁村ではないが浜辺まで歩いて10分かかる集落で育った。「死の海」の犠牲者は筆者よりおよそ10歳上の世代である。私が通った小・中学校にはプールはなく、高校に入学して体育の授業でプールがあった。母校のホームページを見るとプール設置は1969年で、筆者がこの中学を卒業した2年後となっている。小中学校で水泳の授業があった記憶はないのだが、夏期には年1回の催しとして、学校近くの海辺の防波堤から向かい側の防波堤までコースレーン代わりにロープを張り、水泳大会が行われていた。海辺近くの集落を含む筆者の所属チームは男の子も女の子も泳げるので、毎年優勝か上位の常連であった。女子の「〇〇m〇泳ぎ」といった競技では、エントリーが筆者のチームからだけといったケースも少なくなかった。即ち、海に面した町に育ったからと言って、全員が泳げるようになって成人したのではなかったのだ。筆者の同級生が確か小2のときに溜め池で溺死し、池で泳ぐことは禁止となった。また筆者らの町ではなかったかも知れないが溺水が散発した結果、地元の海水浴場は水泳が許される期間と時間が決められ、地元のお母さん方が交替で監視に出た。

「死の海」の生徒達が、恐らくは毎年同じ場所で行われている体育の授業中に、36人も溺死したのは何としたことか？ この事故だけではないかも知れないが、監視・救助体制の不備による事故事例が広く知られ、また海浜などの自然環境を体育授業の場を選ぶことへの懸念が共有され、日本中の学校にプールを整備しようという流れになったのではないかと。そしてそれを可能とする経済的な余力が、わが国にはあったということになる。

各種競技の中でも、どこでもボールを蹴ることのできるサッカーの競技人口の世界的な大きさに比べ、設備（プール）を必要とする水泳の競技者数には地域差がある。そして、河川や海浜の水質の問題もあり、水面への落下や船舶事故に備えた水上の安全教育の機会には大きな地域差があるに違いない。2014年セウル号沈没事故で多数の溺死者を出した隣国韓国でも、プールの数や水上の安全教育の機会は日本に遙かに及ばない（「ういてまて」の考え方も知られていないという）。2019年の水難学会の国際交流の催しに参加されたアジアの関係者からも、水泳用のプールがほとんどないことと、販売用の魚を泳がせるフィッシュプール（子供1人が大の字で背浮きをするのが精一杯か？）で「ういてまて」の練習をしたというような話をうかがった。

「死の海」の挿入写真では溺者を腹臥位にして背部を圧迫する、シェーファー式人工呼吸が行われていた。1968年頃、筆者が入学した高校では上記シェーファー法を習った。プールサイドで体育教師が「海外では人工呼吸は口に口を付けて息を吹き込むぞ」と言うと、生徒達が「そんな～」とドッと笑ったのを憶えている。

私たちが願う水上での安全教育はわが国においても歴史は浅く、まだまだ遠い目標である。そして、近隣のアジアの仲間達にとっても「ういてまて」普及は時間とエネルギーを要する困難な課題である。海外の人々とも力を合わせて、周囲の人々への灯りを点して行きたいものである。